



札幌市告示第 6313 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 14 日

札幌市長 秋元 克 広



記

- 1 指定管理者の名称
株式会社東急コミュニティー
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 管理を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 退去に関する業務
 - (2) 施設・設備等の修繕（随時修繕、緊急修繕及び空き住宅修繕）に関する業務
 - (3) 施設・設備等の保守点検（日常点検及び法定点検）に関する業務
 - (4) 施設・設備等の整備に関する業務
 - (5) 上記に掲げる業務に付随する業務

別表4 厚別区

名 称	位 置	指定管理者
ひばりが丘団地	札幌市厚別区厚別中央1条2丁目、厚別中央1条3丁目、厚別中央1条4丁目、厚別中央2条3丁目、厚別中央2条4丁目	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー
新さっぽろ団地	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	代表取締役 木村昌平
もみじ台団地	札幌市厚別区もみじ台東1丁目、もみじ台東3丁目、もみじ台東5丁目、もみじ台西2丁目、もみじ台西3丁目、もみじ台西4丁目、もみじ台南2丁目、もみじ台南4丁目、もみじ台北3丁目、もみじ台北4丁目、もみじ台北6丁目	
青 葉 団 地	札幌市厚別区青葉町1丁目、青葉町3丁目、青葉町5丁目、青葉町6丁目、青葉町8丁目	